

交付対象について

- Q. 令和8年4月1日時点で開設していれば、補助金を申請できるのか（補助金の対象となるのか）。
- A. 令和8年4月1日以前に開設していたとしても、同日時点で保険医療機関等として指定されていないなど要件を満たしていない場合は申請できません（補助金の対象外となります）。その他、下記の(1)から(4)に該当する場合も補助を受けることができません。
- (1) 申請日時点において、休止又は廃止しているもの
 - (2) 開設の届出等がなされているものの運営の実態がないもの
 - (3) 次のいずれかに該当する者が開設するもの
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは岸和田市暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
 - イ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
 - (4) 岸和田市が開設又は岸和田市の委託等により運営するもの
- Q. なぜ保険医療機関、保険薬局の指定等を要件としているのか。
- A. 公定価格により業務運営を行っている保険医療機関等においては、物価高騰の影響分を料金・価格等患者負担などに転嫁することが困難であることから、本補助金の交付対象としています。
- Q. 自由診療のみ行っている医療機関は交付を受けられないのか。
- A. 保険医療機関登録がない場合は、対象外となります。
- Q. 令和8年4月1日に新規開設した施設のため、申請日時点ではレセプト等（3か月以内に発行されたものに限る）の添付ができない。どうすればいいのか。
- A. 当該書類が届き次第ご提出ください。ただし、書類の提出があるまで補助金の交付は保留となります。
- Q. 令和8年4月2日以降に保険医療機関等の指定を受けた施設は、補助金を申請できないのか。
- A. 令和8年4月1日時点で指定されていない場合は交付対象となりません。
- Q. 主たる事務所が岸和田市にある医療法人等が運営する施設はすべて交付対象としてよいか。
- A. 本事業は、岸和田市の事業であり、岸和田市内に所在する施設のみを交付対象としていますので、岸和田市外に所在する施設の交付申請はできません。なお、法人の所在地が岸和田市外であっても施設が岸和田市内に所在していれば交付対象となります。
- Q. 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本補助金の申請をすることはできるか。
- A. 他団体からの同趣旨の給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、本補助金を申請（受給）することができます。ただし、本補助金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、他の給付金の交付要件等をご確認ください。
- Q. 同一施設であって、あん摩・はり・きゅう施術所であり、柔道整復施術所である場合は、重複申請できるか。
- A. 同一施設である場合は、一つの施術所とみなしますので、重複申請できません。いずれか一方の施術所で1件の申請としてください（同一施設に医科・歯科それぞれの保険医療機関指定がある場合も同様です）。異なる名称であっても同一住所にある事業所は、同一施設とみなします。例：同住所にある〇〇鍼灸院と〇〇整

骨院など。

Q. 施術所の開設者であり、出張施術業務者としても届出している場合は、重複申請できるのか。

A. 同一住所である場合は、一つの施術所とみなしますので、重複申請できません。 施術所の所在地と出張施術業務者の届出住所が異なる場合は、別の施術所とみなしますので、要件等を満たしていればそれぞれの施術所で申請が可能です。

申請について

Q. 申請はどのようにするのか。

A. 病院：専用フォームから様式を印刷して郵送又は窓口にて申請してください（押印が必須となります）。

病院以外の施設：原則、専用フォームから電子申請してください（所要時間 15 分程度）。スマートフォン等からも申請いただけます。もし諸事情により電子申請ができない場合に限りその旨を記載し、以下健康推進課のメールアドレス宛にご連絡ください。後ほど、担当者より様式を送付します。

郵送については、令和 8 年 7 月 31 日の消印まで有効です。

メールアドレス kenko@city.kishiwada.lg.jp

例：件名 【施設名】医療機関等物価高騰対策補助金の申請について

Q. 病床数には何の数字を記入すればいいですか。

A. 令和 8 年 4 月 1 日時点の「許可病床数」（医療法第 27 条に基づく使用許可を受けた病床数）を記入してください。

Q. 保険機関等コードはどこで確認すればよいか。

A. 施設区分に応じて、以下のとおりご確認ください。

【病院、診療所】 保険医療機関の指定通知書の 7 桁の医療機関コードです。

【薬局】 保険薬局の指定通知書の 7 桁の薬局コードです。

【あん摩・はり・きゅう施術所】 受領委任の取扱いの登録通知書の 10 桁の施術管理者の登録記号番号です。

【柔道整復施術所】 受領委任の取扱いの承諾通知書の「協」又は「契」+ 9 桁の施術管理者の登録記号番号です。

【歯科技工所】 該当するコードはありません。

Q. 振込口座の通帳が無い（インターネットバンキング等）場合、何を添付書類とすればよいか。

A. キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかるものの写しをご準備ください。

【あん摩・はり・きゅう施術所・柔道整復施術所】

Q. 添付書類として「近畿厚生局が発行した保険医療機関指定通知書、又は保健所が発行した開設許可証又は開設届出受理書の写し等、指定又は開設されていることがわかるもの」とあるが「療養費の受領委任の取り扱いの承諾について」の通知でもよいか。

A. 構いません。

【あん摩・はり・きゅう施術所・柔道整復施術所】

- Q. 添付書類として「申請日から遡って3か月以内に発行された社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が発する診療（調剤）報酬に係る審査結果通知書、支払額決定通知書若しくは支払通知書（振込通知を含む。）」と記載されているが、保険の手続きについては、別団体に仲介を依頼しており添付することができないがどうすればよいか。
- A. 仲介団体が発行する振込通知をもって「運営されている実態がわかるもの」と判断します。振込通知には、①振込元の団体の名称、②振込先の名称、③振込（予定）日、④保険診療の振込であることがわかるもの、の4点が記載されていることをご確認ください。④については、受診者の名前が記載されている場合は黒塗りなどして見えないようにしてください。ご不明な点があれば、お問い合わせください。

支払について

- Q. 補助金はいつ頃交付されるのか。また、交付決定通知書は送付されるのか。
- A. 申請日から約2か月を予定しています。ただし、受付開始当初は申請が集中することが予想されるので、相当期間を見込んでいただくようお願いいたします。審査の結果、交付することが適当と認められた場合は、交付日の前に岸和田市医療機関等物価高騰対策補助金交付決定通知書（以下、交付決定通知書）を施設の所在地宛に送付します（申請者の住所ではございません）。なお、交付決定通知書には、振込日や振込された際に表示される名義人名等が記載されます。

その他

- Q. 補助金は税の対象となりますか。
- A. 対象となる場合があります。詳しくは税務署にお問い合わせください。